

入管施設における
新型コロナウイルス感染症
対策マニュアル

【第4版】

入管施設感染防止タスクフォース



入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル・第4版

令和2年5月1日第1版発行

令和2年7月16日第2版発行

令和3年2月24日第3版発行

令和3年7月20日第4版発行

目次

第1編 総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 本マニュアルの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 感染防止のための基礎的対処及び感染者発生の場合に備えた準備等・ 3
- 3 職員の感染防止策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 執務場所別の感染防止策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 5 民間委託業者の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 6 職員等に感染者及び感染疑い者が発生した場合の感染拡大防止対策・ 20
- 7 クラスタ等発生時の基本的な対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 8 諸報告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 9 マニュアルの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 別紙 防護服着用・脱衣手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第2編 各論（出入国港関連）・・・・・・・・ 33

- 1 本編特有の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 2 乗客・乗員に対する感染防止策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 3 感染症患者（感染の疑いのある者を含む。）への対応・・・・・・・・ 34
- 4 出国待機（用）施設の感染防止策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 5 受託業者等による感染防止対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第3編 各論（在留申請窓口関連）・・ 39

1	本編特有の留意点	39
2	申請人に対する感染防止策	39
3	職員の感染防止策	40
4	庁舎施設・設備・器具等の消毒	42
5	広報対応	42
6	感染の疑いのある来庁者への対応	44
7	受託業者による感染防止対策の実施	45
	別紙 東京出入国在留管理局の整理券の例	46

第4編 各論（入管収容施設関連） 47

1	本編特有の留意点	47
2	感染防止のための基礎的対処及び感染者発生の場合に備えた準備等	48
3	感染が疑われる被収容者への対応	58
4	職員又は被収容者に感染者が発生した場合の対応	60
5	被収容者の感染者が多数となった場合の対応	67

参考資料 70

別紙1 法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針

	〔令和2年4月13日決定（令和3年6月30日改訂）〕	70
別紙2	法務省における新型コロナウイルス感染症対策体制	96
別紙3	出入国在留管理庁における新型コロナウイルス感染症対策	97
別紙4	3つの密を避けるための手引き！	98
別紙5	感染症対策への御協力をお願いします	102
別紙6	新型コロナウイルス対策身のまわりを清潔にしましょう。	103

別紙7	人との接触を8割減らす, 10のポイント	105
別紙8	妊婦の皆様へ	106
別紙9	新型コロナウイルス接触確認アプリ(略称:COCOA)	107
別紙10	寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント	109
別紙11	熱中症予防×コロナ感染症で「新しい生活様式」を健康に!	110

引用

- 「新型コロナウイルス感染症について」(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

4 執務場所別の感染防止策

(1) 全般

ア ドアノブ等の消毒

- 接触感染の防止のため、日頃から、複数の者で共有する物品や、不特定多数の者が頻繁に触れると思われる設備・物品等の消毒を十分に行うこと。特に職員が執務室内で共通して使用するリフレッシュコーナーの備品（冷蔵庫の把手，電子レンジのノブ，電気ポット，カップホルダー等），ドアノブ，電気のスイッチ，コピー機，事務用品，電話機，執務室外のエレベータのボタン，エスカレーターの手すり部分，申請受付・待合室の記載台，筆記用具，整理券発行機，椅子の肘掛等については，始業前のほか，昼休みなど適宜のタイミングで1日2回以上の消毒を徹底すること。

（※）執務場所の消毒は，各官署の実情に合わせて，官署の長又は官署の長が指定する課長・首席審査官・首席入国警備官等が管理者となり，消毒の実施状況を担当者にチェックリストを作成させて確認する。

- 筆記用具等を直接申請人に貸与する場合は，その都度消毒を徹底すること。
- 消毒は，手袋着用の上で，70%以上のアルコール，0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液，**亜塩素酸水**（※）で実施すること。

なお，次亜塩素酸等を含む消毒薬の空間噴霧については，吸入すると有害であり，効果が不確実なので行わないこと。

（※）**亜塩素酸水**は，有機物が存在する環境下での使用を想定している。これらの使用に係る詳細は，厚生労働省ホームページ（厚生労働省・経済産業省・消費者庁「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html））で確認できる。

ただし、処遇以外の部門も含め、収容区に立ち入る全ての職員に関わる内容もあることから、収容施設や被収容者に関わる業務に携わる全ての職員（警備員など受託業者職員を含む。）は、本編の内容を踏まえて当該業務を遂行すること。

2 感染防止のための基礎的対処及び感染者発生の場合に備えた準備等

（1）被収容者の感染防止

- 被収容者に対しては、次の①から③を、収容施設内における掲示等の方法により、周知しておくこと。特に、被収容者の心情が不安定になることが考えられるので、関連事項や状況について丁寧な説明に努めること。
 - ① 新型コロナウイルス感染症の症状について
 - ② 当該症状が発症した場合の対応（直ちに申し出させる）について
 - ③ 感染症対策（手洗い・手指消毒の励行、咳エチケット、他人との適切な距離の確保）について
- 被収容者の持つ生活習慣等から感染を拡大する行為と考えられる行為（例えば、「握手」「ハグ行為」「頬と頬とを接触させる親近感を醸成する挨拶行為」等）については、収容中、感染防止の観点から差し控えるよう指導し、指導内容の定着を図ること。
- 被収容者に対しては、平素から収容施設内でのマスクの着用が感染防止に有益である旨を教示すること。
- 被収容者に対しマスク着用を積極的に勧奨することにより、被収容者も常にマスクを着用して職員や他の被収容者と接し、互いに施設内における感染を防止するという対処の定着を図ること。
- 被収容者に対しては、1人1日1枚マスクを支給すること。

またマスクは1日を超えて使用しないことを徹底すること。

- 手洗い・手指消毒や咳エチケットについても、処遇上随時の機会を捉えて、収容施設内の掲示物を利用するなどしながら、被収容者の健康維持を目的とするものであることについて、ねばり強く丁寧に勧奨、指導を行い、定着を図ること。
- ワクチン接種の対象となる被収容者について、地方官署が所在する市区町村と協議の上、希望者への円滑な接種を進めること。

また、一般にワクチン接種は副反応が生じる可能性があるところ、新型コロナウイルス感染症に関するワクチンについても、発熱・頭痛・倦怠感等の副反応が報告されていることから、接種した被収容者の接種後の健康状態にも留意する必要がある（※）。

（※）累次関係事務連絡を確認し、適切な取扱いを実施すること。

（2）関係機関との連携の確保

- 各施設の管轄保健所や最寄りの感染症指定医療機関との間で、日頃から連絡を密にしておくとともに、被収容者に感染者が発生した場合の対応（隔離先及びウイルス検査員の派遣依頼など）について、あらかじめ可能な限り調整を行っておくこと。
- 合同庁舎内に収容施設がある官署については、感染者等が発生した場合に備え、あらかじめ庁舎管理者に提供する情報について協議を行うなど、収容施設以外への感染拡大の防止のため、必要な準備をしておくこと。

（3）密集等の回避及び収容余力の確保

- 各収容施設においては
 - ・ 施設内における密集、密接等の状態をできる限り避けることが望ましいこと
 - ・ 航空機の運休が相次ぎ、一部の国への送還が不可能ないし事実上困難となっていること

を踏まえ、当該施設の収容状況やその推移の見通しに特に留意するとともに、感染者等が発生した場合に備え、可能な限り一部屋の収容人数を減らした上で、分離収容等を行うための収容余力を常に確保しておくこと。

- そのための方法として、次の①から③のような方策を用いること。
 - ① 現下の状況を踏まえ、摘発の手法等について、関係部門等の十分な連携の下で適切に検討すること。
 - ② 他機関から身柄の引渡しを受けるに当たっては、相手方機関と十分に連絡を取り、事案の内容や本人の健康状態等について情報を収集した上で、適切な対応を執ること。
 - ③ 特に仮放免を行うことが適当でない認められる場合（明らかに感染している場合又は感染の疑いがあると判断される場合を含む。）を除き、仮放免をより積極的に活用すること。
- 収容余力の確保は原則として自庁の努力で行うこととし、その上で収容余力の確保のために感染の疑いがない被収容者を他の収容施設に移収する必要がある場合は、移送時の車内換気や被収容者のマスク着用、職員の適切な感染防止用品の着用など、感染防止対策を確実に執った上で行うこと。

なお、都道府県をまたぐ移動等の外出自粛要請を伴う緊急事態宣言が発せられた場合は、移収は真に必要な場合に限定すること。

（4）居室及び動線の確保

- あらかじめ、感染者等が発生した場合（入所手続で新規入所者に発熱が判明するなど分離収容が必要な事態が発生した場合を含む。）においてこれを収容すべき居室（空き収容区又は休養区等が想定される。）や、この場合において被収容者又は職員が庁舎内を移動するときの動線等（後記4（4）及び（5）参照）の検討を必ず行っておくこと。
- その際は、各庁の医師や、本庁を通じてタスクフォースの専門家に照会する等、適切な専門家等の助言を得て、感染者等とそれ以外の者との接触が起きない居室及び動線を設定するよう十分な考慮を行うこと。

- 居室の設定に当たっては、畳の部屋については消毒が困難であるとの問題があることに留意すること。
- 動線の設定はゾーニング（感染のおそれの観点からの不潔区域と清潔区域とを区別した上で、前者への立入りを厳格に制限する措置）に基づいて行われるものであるところ、ゾーニングは、次の基本的な考え方に従って実施されることに留意しつつ、当該施設の構造その他の実情に照らした最善の方法について助言を得ること。
 - ・ ゾーニングは誰が見ても行動しても一点の疑義も生じさせないよう、可能な限り次の①から④を原則とする物理的な手段を用いて区域を統制区分すること。
 - ① 所在地の異なる施設による区分
 - ② 同一敷地内では建物による区分
 - ③ 同一建物内では階層、部屋による区分（この際、動線が交わることをないように区分する。）
 - ④ 同一階層内では、仕切り板、仕切りロープ、部屋の指定（固定）による区分
 - ・ ゾーニングの統制運営に当たっては、次の①から④を遵守すること。
 - ① 不潔区域から清潔区域に入る場合、汚染物質及び汚染が疑われる物は持ち込まないこととし、持ち込まざるを得ない場合には、十分な消毒を実施すること。
 - ② 不潔区域から清潔区域に入る場所に統制監視員若しくは監視カメラを配置すること。
 - ③ 不潔区域と清潔区域の境界部に着替え、消毒（除染）室を設けること。また、境界部には、テープや衝立、表示板などで分かりやすく明示すること。
 - ④ 不潔区域から清潔区域に向かって流れる空調を使用しないこととし、換気の際にも、空気の流れに配慮すること。

- ・ ゾーニングに基づき、「清潔区域」のトイレを感染者等には使用させないよう統制して使用すること。
- ・ いったんされたゾーニングは原則変更しないこと。なお、やむを得ず変更する場合は次の①から③に留意することとし、全職員及び被収容者に対して変更内容の周知を徹底すること。
 - ① 変更は、周知が徹底されたことを確認した後実施すること。
 - ② 従前の清潔区域を不潔区域にすることを基本に変更を行い、感染防止の観点から不潔区域を清潔区域に変更することは、原則としてしないこと。
 - ③ 動線を実際に確認の上、清潔区域と不潔区域とが交錯しないよう配慮すること。

（5）消毒や感染防止用の物品の確保、休憩・仮眠場所の準備等

- 感染者等が発生した場合は、被収容者処遇規則第32条の規定に基づき、居室の消毒等必要な措置を講じなければならないことから、あらかじめ消毒薬や防護服等を確保しておくこと。

なお、防護服等の調達や確保に当たっては、必要に応じ、本庁において関係機関への協力を求めるとともに、本庁において調達できる場合には、その旨を関係する各官署に連絡すること。

また、感染者等である被収容者を庁舎内で移動させ、又は庁舎外に連行する場合に備え、陰圧式の車椅子型のアイソレーター、専用車両や職員の装備など必要な物品等の確保を行っておくこと。

- 消毒について、具体的には手袋を着用し、70%以上のアルコール、0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液、**亜塩素酸水**（※）のいずれかを使用した拭き掃除をすること。

なお、次亜塩素酸等を含む消毒薬の空間噴霧については、吸入すると有害であり、効果が不確実なので行わないこと。

- （※）**亜塩素酸水**は、有機物が存在する環境下での使用を想定している。これらの使用に係る詳細は、厚生労働省ホームページ（厚生労働省・経済産業省・消費者庁「新型コロナウイルスの消毒・除菌方

法について」

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_0001.html））で確認できる。

- 看守勤務に従事する職員の休憩・仮眠場所については、職員間の感染を防止するため、可能な限り同一勤務日中の看守勤務者同士で共有することなく休憩・仮眠を取れるよう、事前に休憩・仮眠場所を確保すること。
- 休憩・仮眠場所で使用するシーツ、毛布及び枕カバー等については、使用した職員が取り外し、次に使用する職員が、自身用を着装するとともに、当該場所の消毒については、使用前後の職員において、それぞれ実施すること。

（6）感染防止用品の着用区分及び着脱方法の徹底

- 職員は、感染防止のため、次ページの表に示す各場面において、○を付したマスク等の感染防止用品を必ず着用すること。
- 防護服については、第1編3（6）に記載の適切な着脱方法に係る訓練を十分行った上、職員間における二次感染を確実に防止するという意識を保ちつつ、実際の着脱の場面においてこれを適切に履践すること。

なお、人事異動に伴う転入者や処遇部門以外からの補勤者に対しても、必ず着脱訓練を十分に実施した上で看守勤務に配置すること。

法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針

〔令和2年4月13日決定(令和3年6月30日改訂)〕
法務省新型コロナウイルス感染症対策本部

第1 目的

新型コロナウイルス感染症について、我が国では、令和2年1月に国内初の感染者が確認されて以降、感染の拡大等により複数回にわたり緊急事態宣言が発出され、また、ウイルスの変異株への対応が生じるなど、危機感を持って、十分な感染症対策の実施を求められる状況が依然として続いている。

こうした状況にあっても、国民生活に密接に関わる基本法を所管し、安心・安全な社会を実現するという重要な責務を負っている法務省は、必要な業務を適切に継続してその責務を果たすため、①感染予防策を実施することはもとより、リスクを管理するとの意識に基づき、②職員が感染した場合の感染拡大防止対策、そして、③感染等により出勤できない職員が多数に及んだ場合であっても、職員の健康及び生命を守りつつ、必要な業務を適切に継続する方策(業務継続計画)を定め、感染事案等が発生した場合の迅速かつ適切な対応を可能とする態勢を整えておく必要がある。

本基本方針は、本省局部課及び所管各庁が、それぞれの体制や業務の実態に応じて、新型コロナウイルス感染症対策に係る対処方針を検討し策定する際の指針となるよう、新型コロナウイルス感染症対策本部(以下「政府対策本部」という。)策定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和3年6月17日変更))(以下「政府基本方針」という。)の内容を踏まえ、法務省としての基本的な方針を示すものである。

他方、感染状況や、緊急事態宣言等の発出状況等は地域によって異なることから、本省局部課及び所管各庁は、本基本方針に加え、地域の感染状況や都道府県の要請等を踏まえた判断が求められることにも留意する必要がある。

なお、本基本方針については、感染状況の変化、政府基本方針の変更、感染症や危機管理の専門家の意見等を踏まえ、必要な見直しを行っていく。

第2 実施体制

法務省においては、新型コロナウイルス感染症の発生に際して、必要な対策

を推進するため、「法務省新型コロナウイルス感染症対策本部」(以下「法務省対策本部」という。)を設置し、省内の緊密な連携を確保するとともに、法務省危機管理専門家会議を立ち上げ、法務省における必要な対策の実施に当たり、専門家の知見を機動的に活用できる体制を構築した。

本省局部課及び所管各庁においては、本基本方針のほか、法務省対策本部による指示等を踏まえ、それぞれの体制や業務の実情に応じた検討を行い、必要な措置を講ずる。

本基本方針の内容を実効性を持って実現するためには、全職員が、本基本方針の内容を踏まえて、法務省としての新型コロナウイルス感染症対策を共有する必要がある。そこで、各組織においては、各職員に対し、本基本方針や各組織が策定する新型コロナウイルス感染症対策の内容について情報提供し、意思統一を図るよう努める。

また、本省局部課等においては、下記第3の4のとおり、感染防止を目的としたテレワーク勤務等を推進することにより、本省等に出勤する職員が減少することとなるが、所管各庁等からの問合せや相談等に対しては、テレワークの的確な活用や連絡体制の構築等により、担当者や幹部職員が出勤していないことを理由に対応を遅滞等させることなく、適切に対応する。

第3 感染防止対策

感染拡大防止及び法務省の業務継続のためには、職員一人一人が感染防止対策を実践するほか、来庁者等に対しても可能な限り協力を要請することが必要である。

1 基本的対処の徹底

(1) 職員による感染防止対策の徹底

政府基本方針でも述べられているように、一般的な状況における感染経路の中心は、

- 飛沫感染(感染者の飛沫(くしゃみ, 咳, つば等)と一緒にウイルスが放出され, 他者がそのウイルスを口や鼻等から吸い込んで感染すること)
- 接触感染(感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後, その手で周りの物に触れることでその物にウイルスが付着し, 他者がそれを触ることでウイルスが手に付着し, さらにその手で口や鼻を触ることで粘膜から感染すること)

であり、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環

境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がない場合でも感染を拡大させるリスクがあるとされている。一方、人と人の距離を確保することにより、大幅に感染リスクが下がるとされている。

各組織においては、このような新型コロナウイルス感染の経路等についての注意喚起を継続して行い、各職員が、飛沫感染及び接触感染を防止すべく、手洗い、手指のアルコール消毒、マスクの着用(なお、着用しているマスクの表面にはウイルスが付着している可能性があることから、マスク表面には触れないようにし、マスクを外す際にはゴムやひもをつまんで外すよう注意する。)を含む咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘等を使って、口や鼻を押さえる)、換気、ごみの適切な取扱い(鼻水等が付着したマスクやティッシュ、食事に利用した使い捨ての食器等のごみにはウイルスが付着している可能性があることから、職場のごみ箱に捨てられたごみを収集場所等に捨てる際には、ごみに直接触れず、また、捨てた後には手を洗う。)、身体的距離の確保(最低1メートル、可能な限り2メートル)等の基礎的な対処を日常的に実践するよう、引き続き働き掛けを行う(令和3年5月13日付け法務省厚第105号法務省大臣官房厚生管理官通知「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について」参照)。

また、職員が良好な体調を維持し、健康に勤務できるよう、ワークライフバランスの実現をさらに推進する。

さらに、いわゆる「三つの密」、すなわち①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人々が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばせば届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件のある場では感染を拡大させるリスクが高いと考えられており、また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うこと、激しい呼気や大きな声を伴う運動等についても感染リスクがあることや、人と人の接触機会を減らすことで感染リスクを低減できることが指摘されている。加えて、飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食(特に飲酒を伴うもの)、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり(休憩・休息スペース、更衣室、喫煙場所)といった場面でも感染が起きやすく、注意が必要であるとされている。

これらを踏まえ、政府基本方針では、「三つの密」の回避や基本的な

感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」(添付参考資料1参照)の定着や、『感染リスクが高まる「5つの場面」』(添付参考資料2参照)の回避を促すこと、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」(添付参考資料3参照)を周知すること等が必要としている。

そこで、各職員に対し、「新しい生活様式」等の実践を呼び掛けるとともに、緊急事態措置の対象区域となった場合等には、国又は都道府県からの要請等に基づき、不要不急の外出・移動等を控え、「三つの密」のある状況を避けることなどを職員に徹底させる。

(2) 窓口業務及び収容施設業務に携わる職員による徹底の重要性

感染防止対策については、当然ながら、感染リスクが高い職場、場面においては、更なる徹底した対策が必要である。

法務局の窓口業務や出入国在留審査業務等の不特定多数の者との接触を要する業務(以下「窓口業務」という。)及び閉鎖空間に多数の者を収容する矯正施設や出入国在留管理庁所管の収容施設における業務(以下「収容施設業務」という。)に従事する職員については、感染リスクが他の職場に比べ高く、また、感染の発生による影響が深刻であることから、個々の職員に対し、特に徹底してこれらの基本的対処を実施するよう、繰り返し意識付けを行う。

2 体調不良の職員への対応

これまでの知見によると、新型コロナウイルスに感染すると、発熱、呼吸器症状が1週間前後続くことが多く、強いだるさ(倦怠感)や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いとされていることから、発熱や倦怠感等の風邪症状がみられる場合には、ちゅうちょすることなく上司等に申し出ることを全職員に周知するとともに、上司等において、体調不良の職員に対しては、早退や休暇の取得を勧奨し、又は在宅勤務を命じ、併せて外出を控えるよう指示することを徹底する。

特に、

- 職員に、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい高齢職員や基礎疾患がある職員等で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合
- 上記以外の職員で、発熱や咳等の比較的軽い風邪症状が続く場合
- 妊娠中の職員で、発熱や咳等の比較的軽い風邪症状がある場合

には(以下, 上記4点のいずれかに該当する職員を「感染疑い職員」という。), 当該感染疑い職員に, かかりつけ医等の身近な医療機関や受診・相談センターへ速やかに相談させ, その指示に従うよう強く促す。

また, 厚生労働省から, 緊急の場合を除いて連絡なく医療機関に直接受診することは控えること, 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか, 手洗いや咳エチケットを徹底すること, 複数の医療機関の受診は控えることなどの呼び掛けが行われていることから, これらに従って行動するよう, 注意喚起する。

なお, 職員に発熱等の風邪症状が見られることから勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は, 年次休暇や病気休暇に加え, 令和2年3月1日付け職職一104人事院事務総局職員福祉局長通知「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」に基づき, 特別休暇の取得申請が可能である。

おって, 令和2年3月18日付け法務省大臣官房厚生管理官補佐官事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための職員健康管理の基本方針に係る対応に関連する資料の送付について」(以下「厚生管理官補佐官事務連絡」という。))により周知しているように, 職員に医療機関への受診を求めることについては, 人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)第21条等を根拠に行うことができ, 職員が受診命令に従わない場合, それを理由に懲戒処分をすることも一般的には可能と考えられている(「新 公務員労働の理論と実務 xi」57頁)。

また, 自宅待機させている当該感染疑い職員の体調については, 適宜の方法で, 体調変化の状況, 医療機関等への問合せ結果や受診結果等を把握する。なお, 感染疑い職員について, 一度PCR検査で陰性と判定されても, 再度の検査で陽性と判定された案件も報告されていることに留意する。

新型コロナウイルス感染症対策においては, 部下の健康管理及び健康状態の把握は, 管理職の責務であるとの強い意識を持って臨むことが必要であり, その上で, 初期対応が最重要であることを念頭に, 職員が遠慮なく体調不良を申告又は相談し, 休暇を取得できる環境作りに努める。

3 感染防止のための職場環境及び物品の確保

職場が「三つの密」の状況になることを防ぐため, 各組織においては, 法令を遵守した空調設備による常時換気(必要換気量一人あたり毎時30m³)又はこまめな換気(寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開け等)

及び保湿(乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿), 職員同士の身体的距離の確保に努める。

また, 感染リスクが比較的高いとされているトイレ及び休憩スペースについては, それぞれの場所に応じた必要な感染拡大予防策(トイレの蓋がある場合は蓋を閉めて汚物を流すよう表示する, ハンドドライヤーや共通タオルの禁止, 休憩スペースの利用人数制限, 対面での食事や会話の中止, 入室前後の手洗い等)を講じる。

さらに, 接触感染の防止のため, 日頃から, 複数の者で共有する物品や, 複数の者が頻繁に触れると思料される設備・物品等の消毒を十分に行う。クラスター事案の中には, こうした複数の者が頻繁に触れる設備・物品等を介して感染が拡大した可能性が指摘されている事案もあることを踏まえ, 特に, 職員が執務室内で共通して使用するリフレッシュコーナー(冷蔵庫の取っ手, ポットのスイッチ, カップホルダー), コピー機、事務用品, ドアノブ, 電気のスイッチ, 受話器, テレビリモコン, 洗面所や給湯室の蛇口等は, 消毒液を用いた拭き取り作業をこまめに行うことを心掛ける。

なお, 物品の消毒・除菌については, 現在, 熱水, 塩素系漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム), 洗剤(界面活性剤), 次亜塩素酸水, アルコール(濃度70%以上90%以下のエタノール)及び亜塩素酸水による方法が承認されているところ, 目的に合った製品を正しく選び, 正しい方法で使用する必要がある。詳細は, 厚生労働省ホームページ(厚生労働省・経済産業省・消費者庁「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html))で確認できる。

各組織は, 職場における感染防止対策を実施するため, マスクや手指消毒液, 飛沫防止のためのアクリル板等の感染防止用品の確保に努める。また, 収容施設等においては, 一定数の者に対する健康観察の必要が生じる状況に備え, 相当数の体温計(感染防止の観点からは非接触型がより望ましいと考えられる。)等の備品の確保に努める。感染防止用品の確保に当たっては, 国民から不公正な調達方法であるとの疑念を抱かれないよう留意する。特に, 窓口業務又は収容施設業務を所管する組織においては, マスク等の確保を職員個人に任せることなく, 組織として, 感染防止用品の確保に努める。

また, 特に窓口業務及び収容施設業務においては, 飛沫感染や接触感染の可能性が高いことから, それぞれの業務内容, 庁舎の構造, 設備等の特性を踏まえ, アクリル板等の飛沫防止設備の設置や手袋の着用等を検討

する。

なお、業務中に使用したマスクや手袋には、ウイルスが付着している可能性があることから、廃棄場所を特定した上で、ビニール袋内に投棄させる。同ビニール袋を廃棄する際には、必ず密閉し、その後は直ちに手洗い又は消毒を行うなど、使用後のマスク等の廃棄作業による感染拡大を防ぐ方策を徹底する。

4 感染防止のための勤務体制

通勤中又は勤務中における感染リスクの解消・低減のため、終日テレワーク勤務を活用するなどし、出勤する職員の数減少させる勤務体制の実現を推し進める。特に、緊急事態措置の対象区域となった場合等には、出勤する職員の数大幅に減少させることができるよう、体制を整備する。

業務内容等により出勤が不可避である職員であって、普段公共交通機関を利用して通勤する者については、電車や路線バス等における感染リスクを低減するため、一時的に、徒歩や自転車等による通勤を許容することも検討する。

通勤に公共交通機関を利用せざるを得ない職員については、混雑時間帯の通勤を避けるため、時差出勤を推奨するとともに、登庁直後及び帰宅直後の手洗い、手指消毒の実施を徹底させる。

また、職員又はその同居家族が、高齢の場合、基礎疾患を有するなど重症化リスクがある場合又は妊娠している場合については、本人の申出や健康管理医等の意見を踏まえ、在宅勤務の活用等の就業上の配慮を行う。

妊娠中の女子職員については、令和2年5月11日付け法務省人服第198号法務省大臣官房人事課長依命通知「人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長通知の発出について」に基づき、出勤による負担の軽減のため、在宅勤務を命じる等の適切な対応を行う。

5 会議等の実施

複数人が直接集合して行う会議、会同、研修、審議会、展示会、説明会、シンポジウム等(以下「会議等」という。)の実施については、実施の必要性、代替手段(資料配付、書類による稟議、イントラネット、電話対応、テレビ会議、Web会議、ホームページの利活用等)によることの適否等を考慮し、適切に判断する。

会議等を実施する場合には、地域における感染状況や、国又は都道府県からの要請等を踏まえ、会議等の規模・参加者の範囲等を決定するとともに

※これは、令和3年9月10日に法務省 出入国在留管理庁ホームページ掲載の「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル【第4版】」をもとに、三慶株式会社が「亜塩素酸水」記載部分をマーカーしたものです。